

第2回漁業育成就労協議会 概要

1. 日 時：令和8年5月28日（金）15:30～16:50

2. 場 所：水産庁中央会議室

3. 出席者

一般社団法人大日本水産会	常務理事	松本 冬樹	現地
	事業部業務課長	茅野 直登	現地
	業務課兼海事課係長	駒形 涼	現地
全国漁業協同組合連合会	部長代理	藤田 真悟	現地
	主務役	寺崎 幸季	現地
一般社団法人近海かつお・まぐろ漁業協会	代表理事専務	納富 善裕	WEB
一般社団法人全国底曳網漁業連合会	業務課長	筆谷 拓郎	現地
一般社団法人全国いか釣り漁業協会	参与	斉藤 春夫	WEB
一般社団法人全国まき網漁業協会	参事	伏島 一平	現地
一般社団法人日本定置漁業協会	専務理事	玉置 泰司	現地
海士町 地産地商課	課長	木村 克彦	WEB
全国さんま棒受網漁業協同組合	専務理事	大石 浩平	WEB
一般社団法人全日本持続的養鰻機構	代表理事会長	保科 正樹	WEB
	事務局	伊豆野 純平	WEB
全国海苔貝類漁業協同組合連合会	漁政総務部	小磯 潮	WEB
全国真珠養殖漁業協同組合連合会	課長	長岡 昌幸	WEB
全国内水面漁業協同組合連合会	専務理事	中奥 龍也	WEB
	業務課調査役	森 竜也	WEB
長崎県 水産部 水産経営課	課長補佐	若杉 隆信	WEB
	係長	中塚 直征	WEB
漁政課	主任技師	内藤 亜希子	WEB
水産加工流通課	係長	前川 英樹	WEB
一般社団法人全日本錦鯉振興会	事務局長	瀬沼 務	WEB
愛南漁業協同組合	参事	細川 時史	WEB
全国鮎養殖漁業組合連合会	事務局	谷口 千恵	WEB
全国養鯉振興協議会	監事	廣松 正道	WEB
全日本海員組合	水産局長	高橋 健二	現地
	水産部長	松本 順一	現地
	専任部長	釜石 隆志	現地
水産庁			
漁政部企画課	室長	今治 和人	現地
	課長補佐	三橋 謙一	現地

	新規就業専門官	図師 尚文	現地
	企画官	青木 滋	現地
	係員	角田 奈々香	現地
	係員	橘 聡毅	現地
加工流通課	係員	大桃 和奏	WEB
資源管理部管理調整課	課長補佐	佐藤 友介	WEB
増殖推進部栽培養殖課	係員	伊藤 快	WEB
出入国在留管理庁			
政策課	係長	黒田 明日美	WEB
	係員	藤本 賀子	WEB
警察庁			
刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官付	係長	佐藤 勇輔	WEB
外務省			
領事局外国人課	課長補佐	西藏盛 益也	WEB
厚生労働省			
人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室	専門官	吉川 拓真	WEB
	室長補佐	仁木 真司	WEB
	係員	金井 拓也	WEB
	係員	松岡 真優	WEB
国土交通省			
海事局船員政策課	専門官	向井 将司	WEB
総合政策局政策課	係長	西出 彩香	WEB
公益財団法人国際人材協力機構	課長	有馬 義信	WEB
	調査役	デルメ 文子	WEB
外国人技能実習機構	審査課課長	吉田 直樹	WEB

4. 概要

漁業育成就労協議会組織運営要領第4条第4号の規定により、水産庁長官に代わり、水産業体質強化推進室長の主催により開催。

【議題1】漁業分野における行動規範の策定について

事務局より、行動規範（案）の作成経緯及び事前意見に対する回答がなされた。主な内容は下記のとおり。

（1）行動規範（案）の作成経緯

事務局からの説明は下記のとおり。

- ・有識者会議の委員からの「分野別協議会の機能強化をすべき」との意見を受け、制度所管として「各分野別協議会において法令順守を含む遵守事項（行動規範等）を策定し、各構成員に遵守を求める」との対応方針が示された。このことを踏まえ、出入国在留管理庁より、ひな型（参考資料1）を参考に各分野別協議会において「行動規範」を策定することを求められたことから、漁業分野における行動規範（案）（資料1）を事務局にて作成。
- ・資料1のうち、4項の行方不明事案の防止、8項の労働安全衛生教育の義務、13項の日常生活における怪我や疾病の対策については、漁業分野としての追加項目。
- ・当該行動規範を遵守する旨の誓約書を、受け入れ機関及び監理支援機関の協議会加入時の添付書類として提出を求めることを検討。

（2）質疑応答

行動規範（案）についての意見及び事務局からの回答は下記のとおり。

- 4項3行目において、1号構成員及び4号構成員が、行方不明事案が発生した際の対応を関係者と取り決めておくところがあるが、個々によって対応が異なることが予想され、対応の仕方も変わるのではないか。自己都合の行方不明かそうでないか、関係者が判断するのは難しいと考える。
→行方不明者発生時の対応について、育成就労制度において定められた規則があるところ。また防止に向けた公表資料等も参考にしながら、関係者の対応の確認、指導をお願いしたい。事務局としても、このような事案についてQ&A等を作成し対応していきたい。
- 7項1行目の雇用期間や技能の習熟等に応じた昇給については、雇用者の判断で決めることとなるので、何らかの基準を設定した方が雇用者も判断しやすくなるのではないか。
→給与に関しては個々の事業者の経営に係るものであるが、協議会において統一したものを決定するかどうか検討が必要であり、今後待遇の議論で扱う認識。
- 10項1行目の大都市圏等の意味は東京・大阪等と理解しており、漁業分野には馴染まない感じを受けている。
→分野別運用方針等の記載を基に、事務局にて記載したもの。地方就労が多くを占める漁業分野において、大都市という表現はあまり馴染まないという御意見はそのとおりであるが、この部分は基本方針等にも記載があり、ひな型においても記載がされていることから、特定の地域において外国人材が集中する可能性を踏まえ、大都市圏等という書きぶりとしている。
- 11項1行目の基準は文中に明記しては如何か。

→基準について、「漁業育成就労協議会構成員資格取得要領で定める構成員資格」と修正したい。

●4 項について技能実習制度では、3 年間同じ場所で実習を行うことが基本であるが、1 週間程度で転籍を希望する者が増えてきている。新たな育成就労制度の中でどのように対応していくのか。

→漁業分野における育成就労では、要件を踏まえたうえで 1 年後の転籍が認められているところ。就業環境の整備や、地域住民と育成就労外国人の共生についてはしっかり対応していかないといけないと考える。

●7 項については、育成就労外国人は日本人と同等以上の待遇とされることから、最低賃金は必要。現行の漁船漁業における技能実習生には、中央最賃から減額をして対応をしているが、育成就労制度では、1 年目から最低賃金で開始する事になるのではないかと。ただし、最低賃金であればいいというわけではなく、日本人と同等の賃金に合わせる必要がある。昇給についても同様の対応になると思われる。本日、回答はできないと思うが、本点について認識いただきたい。

→7 項の昇給については協議が必要であると考えており、引き続きよろしくお願いしたい。

●10 項について、漁船漁業では、大都市圏に集中することはほとんどありえない。大都市よりも中～小都市に就労したい者は出てくると思うが、大都市と記載することは疑問である。記載を検討いただきたい。

→10 項の「大都市圏」については、分野別運用方針にも記載があるところ。大都市圏以外で偏在すると想定される地域については、“等”という書きぶりとしている。

●ほとんどの項目に、1 号構成員等の主語の記載があるが、10、12 項に主語が無いのはなぜか。

→10、12 項は、1 号構成員等や 4 号構成員に限らず広く構成員に対応していただきたい事項であることから主語の記載を外している。

●将来的に引き抜きが発生する可能性がある。制度を作る段階であるのであれば、事前に引き抜きに関する項目を追記しておくのが良いと思う。

→今後どのように示していくか協議して検討していきたい。

⇒審議の結果、「育成就労外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範」に対して、一部の文言を修正することで、現時点版として了承された。

【議題 2】漁業分野におけるキャリアプランについて

事務局より、育成・キャリア形成プログラム（案）の作成について報告が行われた。主な内容は下記のとおり。

（1）育成・キャリア形成プログラム（案）の作成経緯

事務局からの説明は下記のとおり。

・令和 5 年 11 月に出された「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」の最終報告書に、「外国人材に我が国が選ばれるよう、技能・知識を段階的に向上させその結果を客観的に確認できる仕組みを設けることでキャリアパスを明確化し、新たな制度から特定技能制度への円滑な移行を図ること」とされた。

・育成・キャリア形成プログラムは、「育成就労制度及び特定技能制度を通貫したもの」とすることを基本とし、育成就労外国人又は特定技能外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・

育成が予見でき、また、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人の計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針」との位置付けとなっている。

- ・当該プログラムをキャリアモデルとして参照することで、外国人が日本で働きながら目指すべき姿を見据えた中長期的なキャリアパスに合わせた育成・支援を行うことができるようにするものとされている。

- ・外国人材に必要な技術、知識及び資格等のキャリアアップを、育成就労制度及び特定技能制度を通して示すものであり、受入れ機関や監理支援機関等にとっては、育成・支援を行う際のモデル、外国人材にとっては、今後取得すべきキャリアを捉える際の指標として活用いただくことを想定。なお、受入れ機関等に作成を求めるものではない。

- ・育成・キャリア形成プログラムは、詳細な内容を策定するものではなく、一般的な内容を網羅したモデルであり、今後も、必要に応じて改訂するものであることに留意。なお、協議会にて承認を得た後にホームページに掲載される。

（２）質疑応答

育成・キャリア形成プログラムについての意見及び事務局からの回答は下記のとおり。

- p.1 安全衛生講習等について、育成就労１年目から特定技能２号までに記載があるが、ステップアップの中身のイメージがつきにくい。どこかの段階で講習を受けるのか、それとも受講する講習にレベルがあるイメージか。また、p.1の「講習受講・資格取得」において、カッコ書きで、（普通自動車運転免許、デリックやフォークリフトの免許等）の記載を入れているのは、専門的な知識が無い人でも、わかるようにするためか。

→記載の期間中に、安全衛生講習等の受講を検討していただくものであり、ステップアップしていくもの。あくまで意識づけしていただくものとして記載している。「講習受講」のカッコ書きについてはご認識のとおり。

- 「１号漁業技能測定試験」及び「２号漁業技能測定試験」という記載があるが、分野別運用方針の閣議決定に伴い、「１号漁業特定技能評価試験」、「２号漁業特定技能評価試験」に変更になっている。

→文言を修正する。

⇒育成・キャリア形成プログラムについては、ご意見をもとに修正し、改めて修正版を確認いただくこととした。

【議題３】その他

事務局より、以下（１）～（４）について報告が行われた。主な意見は下記のとおり。

（１）漁業育成就労協議会４号構成員の資格確認手続き

- ・手続き規則を大日本水産会と調整し資料３のとおり定めた。様式第１－２号は行動規範に基づく誓約書となる。

- ・その他の加入申請に必要な書類については、当協議会で今後定めていく事項に基づき、整理していくこととなる。

●加入申請（第1条）二（協議会において協議が調った事項に関する措置を講じていることが確認できる書類）および三（その他確認に必要な書類）について説明をお願いしたい。

→ 二については4号構成員の資格として、労働協約を結ぶか、地域監理委員会に入っているかを条件としている。地域監理委員会に所属していることが分かる書類などが該当すると想定。三については、例えば漁協以外の団体が監理支援機関になるケースにおいて、条件に該当する団体であることを証明する書類を想定。

●漁協以外の団体が監理支援機関になる可能性もあるということだが、将来の懸念として、まだそこまでの詳細な議論を行っていない中で制度化してしまう必要があるのか。議論をして、既存の漁協のような形態を成すようなものであれば受入れをするというような、その都度判断する方がよろしいのではないか。

→漁協以外の団体については、我々としても加入条件を緩めるつもりはない。そのような方向で進めていきたい。

（2）漁業育成就労協議会組織運営要領（協議会決定第1号）・漁業育成就労協議会構成員資格取扱要領（協議会決定第2号）

事務局からの説明は下記のとおり。

・4月10日に開催した第1回漁業育成就労協議会において協議を行った「漁業育成就労協議会組織運営要領」および「漁業育成就労協議会構成員資格取扱要領」について、文言等に一部修正が生じたため、事務局および制度所管省庁において作業。修正が調ったことからご報告する。

●運営要領の第3条第一項第三号の労働組合のあとに「以下3号構成員」と入るのではないか。キーワードとして抜けているのではないか。

→ 3号構成員は協議会に入っている労働組合を指す。第3条第一項第三号で規定する漁業労働に精通した労働組合は労働協約を結べる労働組合を指すため、3号構成員とは異なるものである。
→3号構成員と明記しているのは、あくまで協議会の場に構成員として出席して発言する労働組合は現時点で全日海だけであるので、そう読める表現としていっていると思料。

●水産庁からこれまで育成就労制度は技能実習制度の上位互換であるという説明をしてきたと思う。恣意的に外国人材の待遇を下げてくるような労働組合があってはならないと思うので、そこを十分注意してもらわないといけない。制度所管省庁も技能実習制度を発展的に解消したのが育成就労制度であると説明をしてきている。育成就労は技能実習以上の制度と理解しているので、外国人材の待遇を著しく引き下げるための労働組合であってはならないということを、間違いが起こらないようにきちんと周知しておくことが重要だと考えている。

→技能実習を下回るということはありません。技能実習では新しく労働組合が入る場合のための審査基準を設けており、有識者に審査いただき問題ないと判断されたものに限り労働協約を結べる労働組合として認定している。育成就労制度においても同等の仕組みを構築する必要があると考えている。

（3）協議会構成員

事務局からの説明は下記のとおり。

・本協議会への参加に関し、全国内水面漁業協同組合連合会、愛南漁業協同組合、全国養鯉振興

協議会、一般社団法人全国海水養魚協会、全国海苔貝類漁業協同組合連合会については各団体の意向を踏まえオブザーバー参加とする。全国鮎養殖漁業組合連合会は退会。

（４）今後のスケジュール

- ・ 9 月には計画申請が開始するためこれを念頭に進める。今後の協議会開催については、個別に関係者との打ち合わせを重ねて準備を進め、ある程度まとまり次第、開催することとしたい。
- ・ 今後、待遇等の協議会での決定すべき事項がある。皆様との議論が必要であるため、引き続きご協力をお願い申し上げます。

以上